

**ダム情報**  
利根川上流8ダムの貯水状況  
令和元年8月15日現在

**325,195**千m<sup>3</sup>  
貯水率 **94.7%**  
(平年貯水率 80.3%)

# 県水にだより



●千葉県営水道ホームページ <https://www.pref.chiba.lg.jp/suidou/>  
●ポタリちゃんtwitter <http://twitter.com/potarichan>

発行:千葉県企業局管理部総務企画課  
〒262-8512  
千葉市花見川区幕張町5-417-24  
TEL 043(211)8365  
FAX 043(274)9801  
給水人口/3,042,838人  
(平成31年3月末現在)  
年間給水量/321,312,968m<sup>3</sup>  
(平成30年度)

## 消費税率の引き上げに伴い、 10月1日から水道料金が変わります

千葉県営水道では、これからも皆様に安心してご使用していただける水を安定して供給するため、一層の経営努力をしております。ご理解とご協力をお願い申し上げます。

### ■新料金表

□ 径	基本料金(1か月につき)		従量料金(1m <sup>3</sup> につき)	
	新料金 (消費税率10%)	現行料金 (消費税率8%)	使用水量	新料金 (消費税率10%)
13mm	<b>418.00</b> 円	410.40円	1 ~ 10 m <sup>3</sup>	<b>62.70</b> 円
20	<b>979.00</b>	961.20	11 ~ 20	<b>165.00</b>
25	<b>1,749.00</b>	1,717.20	21 ~ 40	<b>268.40</b>
40	<b>6,985.00</b>	6,858.00	41 ~ 100	<b>358.60</b>
50	<b>15,840.00</b>	15,552.00	101 ~ 500	<b>444.40</b>
75	<b>36,410.00</b>	35,748.00	501 ~	<b>485.10</b>

・口径100mm以上の基本料金は「千葉県営水道ホームページ」をご覧ください。

### ■新料金(1か月分)の計算例

□ 径	使用水量	新料金 (消費税率10%)	現行料金 (消費税率8%)	増加額
13mm	10m <sup>3</sup>	<b>1,040</b> 円	1,020円	20円
	20	<b>2,690</b>	2,640	50
	30	<b>5,370</b>	5,280	90
20mm	10m <sup>3</sup>	<b>1,600</b> 円	1,570円	30円
	20	<b>3,250</b>	3,190	60
	30	<b>5,940</b>	5,830	110

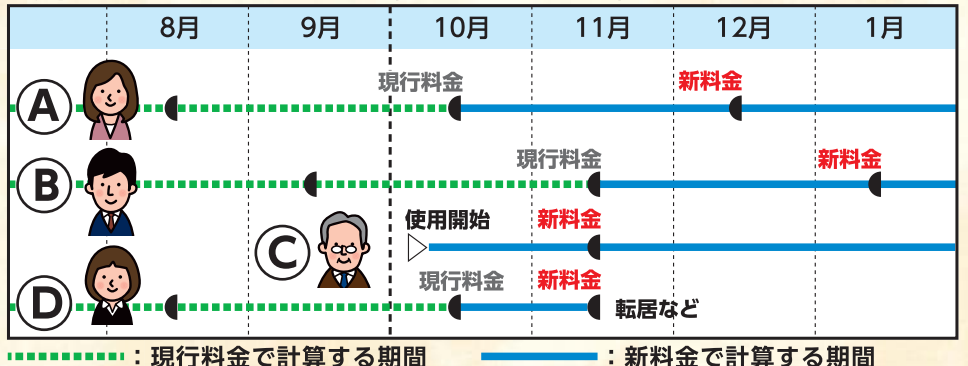
・使用量の検針、料金のご請求は、2か月に1回です。(通常の場合) ・検針は地域によって偶数月または奇数月に行います。 ・料金のご請求は2か月分を合算して行います。  
・料金計算は月ごとに行い、10円未満の端数は切り捨てます。(2か月分の使用水量を分けて計算します。) ・下水道使用料に関しては、各市の条例で定められておりますので、各市の下水道担当部署にお問い合わせください。

## 料金改定前から引き続き使用されているお客様の10月または11月検針分 水道料金は現行料金になります

千葉県営水道では、2か月に1回、使用水量を検針し、この使用水量に基づいて水道料金を計算しています。10月または11月検針分の水道料金は、使用期間によって料金が異なります。

- 9月29日以前から引き続き使用されている場合(A)(B)  
10月または11月検針分の水道料金は現行料金です。  
次の12月または1月検針分から新料金を適用します。
- 9月30日以降に使用開始された場合(C)
- 10月以降使用分のみ引越し精算分(D)  
料金改定後のみの使用期間には新料金を適用します。

使用期間による新旧料金の例(▲は検針日です。)



### 水道水は軽減税率の対象ではないの？

対象ではありません。食品は軽減税率の対象となり消費税8%に据えおかれますが、「水道水」は炊事や飲用のための「食品」としての水だけでなく、風呂や洗濯といった生活用水としても使われるものであるため、軽減税率の対象となっていません。



◆お問い合わせ先: 県水お客様センター TEL 0570-001-245  
(ナビダイヤルをご利用できない場合 043-310-0321)  
※このページに関する詳細は、千葉県営水道ホームページにも掲載されていますので、ご参照ください。

千葉県営水道

### 給水申込納付金と開発負担金の消費税率も変わります

10月1日以降に申請するものについて、消費税率10%になります。

#### 給水申込納付金

- ◆水道を新しく引く場合、利用する給水管(水道メーター)の口径に応じて納めていただくものです。
- ◆口径を大きくする場合、申請口径と現在使用口径との差額を納めていただくものです。

#### 開発負担金

- ◆建築物負担金は、計画一日最大使用水量が5m<sup>3</sup>以上のお客様に納めていただくものです。
- ◆宅地負担金は、1,000m<sup>3</sup>以上の宅地の造成をするお客様に納めていただくものです。